

新潟市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 25 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 64 号

新潟市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年新潟市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条ただし書中「条例適用職員の例による」を「単純な労務に雇用される一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 18 年新潟市規則第 15 号）第 3 条の規定を準用する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。